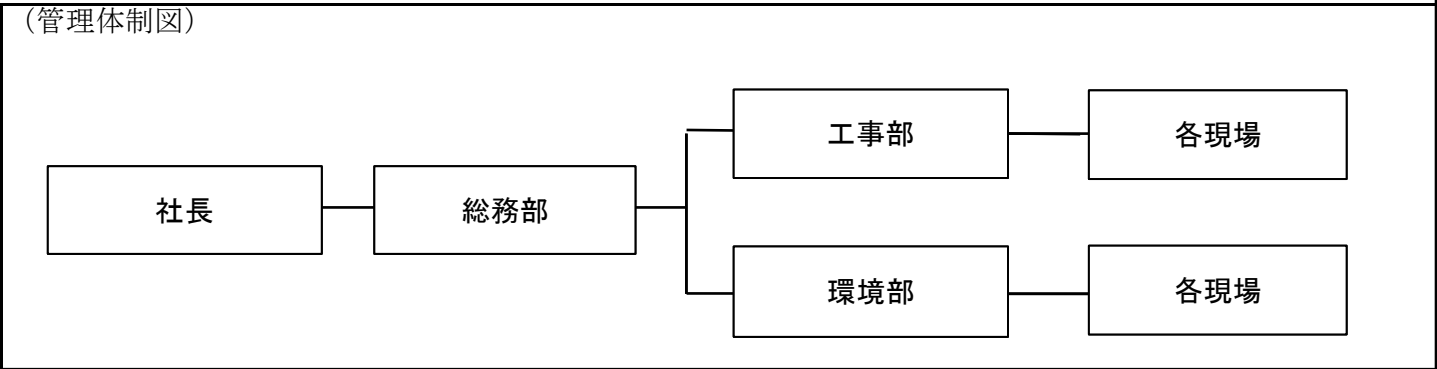


産業廃棄物処理計画書	
令和 7 年 6 月 17 日	
長野県知事 様	
提出者	
住 所 長野県飯田市座光寺5558-1	
氏 名 長豊建設株式会社 代表取締役 社長 棚田 稔	
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0265-52-1616	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	長豊建設株式会社
事業場の所在地	長野県飯田市座光寺5558-1
計画期間	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高 150,145万円
③従業員数	48人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	【産廃発生場所】 各工事現場 【収集運搬】 自社運搬、又は、許可業者へ委託 【中間処分・最終処分】 許可業者へ委託 ※各工程で委託契約を締結する。 ※工程に応じ産業廃棄物管理票を発行、確認、管理する。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ R6 年度）実績】		「別紙のとおり」	
	産業廃棄物の種類			
	排 出 量	t	t	t
	(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類			
	排 出 量	t	t	t
	(今後実施する予定の取組)			
	・ 分別を徹底し、使える物は再使用する。 ・ 材料は、必要な量だけその都度発注する。 ・ 発生抑制のための情報収集			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類			
	排 出 量	t	t	t
	(今後実施する予定の取組)			
	・ 包装材・梱包材の簡素化及び再使用。 ・ 仮設材の再使用を徹底する。 ・ 業界のネットワークを通じて、廃棄物の発生の少ない材料、工法を探索していきます。 ・ ISOの内部監査・マネジメントレビューを通して、抑制の確認をして行きたい。			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) がれき類、木くず、金属くず、廃プラスチック、紙くずについて分別するとともに、他の廃棄物が混ざらないように保管している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 分別が徹底してできるように教育・研修を行う。また、分別場所の分かり易い表示に心がける。 ・ ISOの内部監査・マネジメントレビューを通して分別状況の確認をして行きたい。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ R6 年度）実績】		「別紙のとおり」	
	産業廃棄物の種類			
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量		t	t
	(これまでに実施した取組)			
	実施していない。			
②計画	【目標】		「別紙のとおり」	
	産業廃棄物の種類			
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		t	t
	(今後実施する予定の取組)			
	実施する予定はない。			

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ R6 年度）実績】		「別紙のとおり」	
	産業廃棄物の種類			
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量		t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量		t	t
	(これまでに実施した取組)			
	実施していない。			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類			
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		t	t
	(今後実施する予定の取組)			
	実施する予定はない。			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ R6 年度）実績】		「別紙のとおり」	
	産業廃棄物の種類			
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量		t	t
	(これまでに実施した取組) 実施していない。			
②計画	【目標】		「別紙のとおり」	
	産業廃棄物の種類			
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量		t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施する予定はない。			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ R6 年度）実績】		「別紙のとおり」	
	産業廃棄物の種類			
	全処理委託量		t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量		t	t
	再生利用業者への 処理委託量		t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量		t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量		t	t
	(これまでに実施した取組) ・再生可能なものは再生利用業者へ委託している。 ・委託に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施。 ・マニフェストにより最終処分の確認を徹底している。			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	・ 契約書とマニフェストの管理はできているので、今後も社員への徹底・ 教育を行いこの状況を維持していきたい。 ・ 優良認定処理業者への委託を進めたい。		

※事務処理欄	
--------	--

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

令和 7 年度産業廃棄物処理計画書（産業廃棄物の実績及び計画の量）

単位： t

実績:前年度産業廃棄物排出量

計画:当年度産業廃棄物排出量の目標値

産業廃棄物の種類		総排出量		自ら再生利用を行った（行う）量		自ら行う中間処理				自ら埋立処分又は 海洋投入処分を 行った（行う）量		処理の委託									
						自ら熱回収を 行った（行う）量		自ら中間処理により減量 した（する）量				全処理委託量		優良認定処理業者 への処理委託量		再生利用業者への 処理委託量		認定熱回収業者 への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処理 委託量	
		自ら直接再生利用した量 等を含めた事業場におけ る産業廃棄物の合計量		自ら直接再生利用する量 と自ら中間処理を行った 後に再生利用する量						中間処理前の量から中間 処理後の量を引いた量											
		①		②＋⑧		⑤		⑦		③＋⑨		⑩		⑪		⑫		⑬		⑭	
		実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画
法 律	1 燃え殻																				
	2 汚泥	11.330	11.000									11.330	11.000	0.880	0.600	11.330	11.000				
	3 廃油																				
	4 廃酸																				
	5 廃アルカリ																				
	6 廃プラスチック類	55.440	53.000									55.440	53.000	32.060	31.000	55.440	53.000				
政 令	1 紙くず	0.930	0.800									0.930	0.800	0.600	0.400	0.930	0.800				
	2 木くず	1,226.000	1,200.000									1,226.000	1,200.000	0.275	1.000	1,226.000	1,200.000				
	3 繊維くず																				
	4 動植物性残さ																				
	5 ゴムくず																				
	6 金属くず	0.904	0.800									0.904	0.800	0.226	0.400	0.904	0.800				
	7 ガラスくず・コンクリー トくず及び陶磁器くず	0.100	0.080									0.100	0.080	0.100	0.080	0.100	0.080				
	8 鉱さい																				
	9 がれき類	2,090.862	2,000.000									2,090.862	2,000.000	14.356	18.000	2,090.862	2,000.000				
	10 家畜ふん尿																				
	11 家畜の死体																				
	12 動物系固形不要物																				
	13 ばいじん																				
	14 処分するために処理 したもの																				
合 計		3,385.566	3,265.680	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	3,385.566	3,265.680	48.497	51.480	3,385.566	3,265.680	0.00	0.00	0.00	0.00

※ 総排出量＝自ら再生利用を行った（行う）量＋自ら中間処理により減量した（する）量＋自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った（行う）量＋全処理委託量

【記載方法】

- ・各産業廃棄物の種類ごとに該当の箇所左に前年度の実績（現状）を右に本年度の目標（計画）の産業廃棄物の量を記載してください。
- ・「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入し、右欄にそれぞれの内訳を記載してください。
- ・「自ら再生利用を行った（行う）量」の欄は、自ら直接再生利用した量と自ら中間処理した後再生利用した量を記載してください。
- ・「自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った（行う）量」は、自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量と自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分をした量を記載してください。